

紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理指針作成業務 仕様書

1 業務の目的

紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会（以下「協議会」という。）が、三重県、奈良県、和歌山県（以下「3県」という。）が属する紀伊半島地域個体群の捕獲されたツキノワグマ個体の動態や被害状況等のモニタリングデータを共有し、共通した手法により地域個体群での生息状況を把握することによって、3県が緊密な連携を図りながらツキノワグマの広域での保護管理に資する紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理指針（以下「指針」という。）の作成を業務委託することを目的とする。

2 対象地域

三重県、奈良県、和歌山県

3 業務委託の期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 業務委託の内容

（1）指針の策定

協議会が令和7年2月に策定した「紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理指針の方向性（以後、「指針の方向性」という。）」を更新し、次の通り指針を作成する。

1) 指針の方向性の作成後に判明した新たな事実に基づく修正案を提案し、協議会の指示に従って必要な修正を行う。

2) 指針の方向性の4地域個体群の状況について、次の修正を行う。

①指針の方向性の4の（2）生息状況及び生息環境について、協議会が提供する資料を参考に、最新の情報に更新し、図表等を含めて、紀伊半島全体及び3県別の資料を作成する。

②3県が提供する各県の最新情報に基づき、指針の方向性を更新する。

③その他、協議会が提供する資料を参考に、協議会と受注者が協議し、必要と判断する資料を作成する。

3) 作成期日は令和8年2月27日とする。

5 成果品の納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいい、電子データとは、ファイル形式等を発注者との協議により決定し、それに基づき作成されたものを指す。また、業務の成果品は、次のとおりとする。

（1）業務報告書：1部（簡易製本：A4版（A3版は折り込み））

（2）（1）の電子媒体：1枚（CD-R又はDVD-R：加工可能な元ファイルとPDF形式）

（3）原図：一式

6 その他

- (1) 特記仕様書に明示なき事項、並びに疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (2) 業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (3) 有識者部会の開催日等がやむを得ない事情により変更等する場合は、発注者と受注者の協議の上、開催日等を変更等できる。
- (4) 3県ホームページに公開されている「奈良県ツキノワグマ保護管理計画」等、3県各県の方針を十分把握しておくこと。
- (5) 業務実施体制について、配置予定技術者は発注者と密に連絡できる体制をとらなければならない。
- (6) 受注者は、協議会から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。
- (7) 成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、協議会に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、協議会の承諾を必要とする。
- (8) 成果品の提出場所は、協議会事務局（奈良県食農部農業水産振興課）とする。
- (9) 委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。